

尾張旭市子どもの学習生活支援事業仕様書

本仕様書は、尾張旭市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「尾張旭市子どもの学習生活支援事業」（以下「本事業」という。）に適用する。

1 業務名

尾張旭市子どもの学習生活支援事業

※ 尾張旭市子どもの学習支援事業から業務名を変更

2 委託期間

契約締結日から令和13年3月31日まで（事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。）。

※ ただし、甲は乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協議を行った上で、委託期間内においても契約を解除することができるものとする。なお、契約を解除した場合において、乙に損害・損失や追加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 乙が本仕様を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 尾張旭市子どもの学習生活支援事業公募型プロポーザル実施要領に明示した参加資格を満たさなくなったとき。
- (5) 自らの責めに帰すべき事由により乙から契約の解除の申出があったとき。

3 業務目的

ひとり親世帯、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯に属する子ども（以下「対象者」という。）を対象とし、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等、生活能力の獲得、社会性の育成などを図ることを目的とする。また、事業への参加を通じて対象者との信頼関係を構築し、子どもが安心して過ごせる場を提供することを目指す。

4 業務内容

本事業については、対象者の状況に応じて、次の支援を単独又は並行して行う。

(1) 学習支援

学習会において、学習習慣の定着や学習意欲の向上を図りながら、対象者の状況に応じた形式で中学生及び高校生等の学習支援を行う。

(2) 進学支援

対象者及びその保護者に対して、進路選択による相談支援を実施し、高等学校・大学等

への受験情報（学校説明会やオープンスクールの日程等）及び進学情報（奨学金、利用できる公的制度の説明等）を提供する。また、高等学校・大学等の合格者に対し、入学手続きに必要な書類や、納入金の準備などに関して助言を行い、円滑に手続きがなされるよう支援を行う。

(3) 修学支援

対象者が順調な学校生活を送り、卒業できるよう、居場所となる場を提供するとともに、日常生活や家庭での学習に関し、助言及び支援を行う。

また、対象者の保護者等に対し、学習の重要性についての理解を促すとともに、養育に関する助言及び支援を行う。

なお、対象者の養育環境に課題があると考えられる場合には、こども家庭課や自立相談支援機関などと連携し、環境の改善を図る。

(4) 生活支援

対象者が抱える特有の不安やストレスに配慮した懇切な対応を心掛け、日常生活習慣の形成や社会性の育成など、生活する力を身につけるための支援を行う。

また、食生活支援の観点から食事の提供を行う場合には、保健所の指導に従い衛生管理等に十分に配慮すること。なお、食材費については、委託料に含まないものとし、対象者から実費を徴収することやフードバンク及び地域の農家等の協力を得るよう努めること。

上記に加え、体験機会の確保を図る取組として共同作業や年中行事等の体験活動を実施すること。

5 実施方法

(1) 対象者

本事業の対象者は、原則、ひとり親世帯、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯に属する中学生及び中学生の時に本事業を利用していた高校生等とする。

また、本事業の実施日当たりの参加者数は、中学生及び高校生等で50名を上限とする。ただし、利用登録者数の上限は定めないため、定員を超える参加希望があった場合は、乙において参加者の調整を行うことができる。

なお、本事業の対象者の利用登録は、甲が登録要件等を確認したうえで決定等を行うものとする。

（参考）過去の登録者数 R5：31人、R6：37人、R7見込み：37人

(2) 実施場所

本事業の実施場所は、多世代交流館いきいき（所在地：尾張旭市稻葉町一丁目41-1）とする。

(3) 事業開始時期

本事業の開始時期は、令和8年4月からとする。ただし、開催スケジュールについては、別に示すスケジュール（案）を基に甲乙協議の上決定するものとする。

(4) 実施方法

本事業は、通所方式とし、原則毎週土曜日。中学生については午前10時00分から正午まで及び午後1時00分から午後3時までの2部制とする。高校生等については午後3時10分から午後4時40分までとする。ただし、対象者の希望に応じて利用時間を調整するなど、可能な限り柔軟な対応に努めることとする。また、中間・期末試験や受験勉強で必要があれば、乙の管理できる範囲内で指定の時間以外にも実施することができる。

なお、施設の利用については、午前9時から午後5時までとする。

(5) スタッフの配置

乙は学習等支援員について、常勤換算方法（実施時間内中に勤務すべき学習等支援員が何人いるかを示すもの）で1人以上配置するものとする。

また、事業の実施に際しては、必要に応じてボランティアの協力を得て行うことが望ましい。なお、ボランティアについては、有償無償を問わない。

(6) 対象者の募集方法

本事業の対象者の募集に当たっては、甲が周知等を行うものとする。

6 事業報告について

(1) 事業計画の提出

乙は事業年度ごとに、本事業の実施に当たり、各支援の実施方法等について、事業計画を前年度の3月20日までに提出し、甲の承認を得るものとする。

また、事業計画に変更のある場合は、事業計画の変更を甲に提出し、承認を得るものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(2) 月間報告

乙は、当該月の支援状況について、甲が定める事項等を記載した実施状況報告書を作成し、翌月10日までに甲に提出するものとする。ただし、令和12年度3月分については、3月末日までに提出することとする。

(3) 実績報告

乙は、各事業年度終了後、事業結果について実績報告書を作成し、速やかに甲に提出するものとする。実績報告書には、対象者の出席日数、学力、生活の変動等が確認できる項目及び高等学校・大学等の受験結果の記載のある対象者別のケース記録を必須とする。

また、甲が事業の成果を確認することを目的に、対象者、保護者及びスタッフに対してアンケート調査を依頼する場合があるため、協力すること。

7 委託料の支払方法

甲は、乙から提出される月間報告を確認後、事業年度ごとの総額を月数で除した金額を毎月支払う、部分完了払いとする。

なお、毎月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終支払月に支払うものとする。

また、令和7年度中は令和8年4月から事業開始するための準備期間とし、費用の支払は発生しないものとする。

8 個人情報の管理

乙は、個人情報を含む資料については、尾張旭市個人情報保護法施行条例の本旨に従い、適切かつ厳重に管理するものとし、事業に携わる者に周知徹底を図ること。

9 苦情対応

乙は、対象者との間の苦情及びトラブル等への対応は、原則として乙の責任で行うものとする。

10 その他

(1) 本事業は、生活困窮者自立支援法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事業の一環として実施するものであり、本事業を実施するに当たっては、両法に基づく他の事業、とりわけこども家庭課や自立相談支援機関などと連携を図るものとする。

(2) 本事業は、原則として高等学校・大学等への進学を目標とするものであるが、対象者に高等学校・大学等への進学を強制するものではないことに留意すること。

(3) 本事業の実施に必要と思われる備品等については、乙が確保するものとする。

また、乙は、対象者が任意で受験する模擬試験の受験料等、対象者が実費負担することが適當と思われる経費を除き、対象者に費用負担を求めてはならない。

(4) 本事業の実施に必要な備品等の保管場所については、施設等で提供できないため、乙が事業実施日にその都度準備するものとする。

(5) 事業計画に記載された内容に比べて支援実績が著しく減少するおそれがある場合は、その状況を把握した段階で甲に報告し、その指示を受けること。

(6) 乙は、本事業を実施するに当たって、対象者及びボランティア等が負傷又は損害賠償責任を負った場合等に補償を受けることができるよう保険に加入するものとする。

(7) 本事業の実施については、令和7年度も受託事業者に委託して実施しているため、契約締結次第、当該事業者と引継ぎを行うこと。また、乙の委託期間満了時も同様に引継ぎに対応すること。

11 疑義等に対する対応

契約書及び本仕様書に定めのない事項、細部の業務内容又は解釈に疑義が生じた場合、速やかに甲に報告するとともに甲乙協議のもと、甲の指示に従うものとする。